

令和 5 年度堺市男女平等に関する苦情・相談処理制度報告書

令和 6 年 6 月 28 日

堺市長 永藤 英機 殿

堺市男女平等相談委員

八 木 則 之

中 野 佳 子

岬 宏 美

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則第 19 条に基づき報告書を提出します。

1. 申出の処理の状況

前年度からの繰越		受付件数		処理終了件数		次年度への繰越	
苦情	相談	苦情	相談	苦情	相談	苦情	相談
0	0	0	0	0	0	0	0

(参考)

事前相談・問い合わせ件数	
苦情	相談
0	0

2. 所見

令和 5 年度についても申出はなかったが、他市の運用状況を調査・参考にした上で、本制度をより市民に広く周知し利用されるよう充実を図るべきである。市ホームページ、SNS、リーフレット等を活用した市民への周知を行っているが、啓発リーフレットの表紙デザインを見直すなど、より本制度の内容がイメージしやすいように改善を検討されたい。あわせて堺市ホームページにおいて、地域活動等の具体的な事例の追加を行うなど、より一層広報を図られたい。また、男女共同参画についての相談があった場合について、市民相談員と連携されたい。